



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
7 月 27 日
号 外 (3)
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 公安委員会告示

滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定の一部解除（地域課） 1

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第86号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）第17条の2第1項の規定に基づき平成30年滋賀県公安委員会告示第70号により水泳場保安水域として指定された水域のうち、次の水域の指定を解除する。

平成30年7月27日

滋賀県公安委員会委員長 堀 井 とよみ

- 1 指定を解除する水泳に供する水域の所在地 長浜市南浜町地先琵琶湖沿岸（南浜自治会子ども水泳場）
- 2 指定を解除する水域 次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域
 - 基点 長浜市南浜町1138番地1にある和田神社建物の南東角
 - ア 基点から真方位117度159メートルの地点
 - イ 基点から真方位131度187メートルの地点
 - ウ 基点から真方位172度134メートルの地点
 - エ 基点から真方位195度63メートルの地点

